

足立区議会議長 ただ太郎様

足立区議会議員 8番 富田 けんたろう 印

一般質問通告書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第59条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

行政区分	質問の要旨
1 産業経済行政	<p>1 足立区プレミアム商品券（PayPay商品券）は「失敗」だったのか</p> <p>今年度から新たに始まった足立区プレミアム商品券（PayPay商品券）だが、先日発表された新年度（令和8年度）予算からは姿を消していた。</p> <p>1口につき4,000円支払うと5,200円分の足立区プレミアム商品券（PayPay商品券）が購入可能というお得な事業にもかかわらず、利用状況は芳しくない。補正予算で販売口数を80万口から100万口まで増やしたもの、2月4日現在の購入口数は約54.1万口と半分弱ほど余っている。事業終了まで残すところ1ヶ月を切った今、予算消化は絶望的な状況だ。</p> <p>①まず、本事業全体の予算規模とこのままの状況で事業を終えると金額についていくら予算が余ってしまうのか伺う。おそらく億単位で余るはずだが、そのお金はどこに使うのか。消費喚起策に使われるのか伺う。</p> <p>先の決算特別委員会で、私は定期監査でも指摘をされていた「需用費の過大な見積り」に本事業も該当するのではと訴えた。決算審議ではあるものの、本事業についても事業設計に対する販売口数の多さを危惧したからだ。結果、その予想は的中、多くの予算を余すことになった。</p> <p>②100万口の根拠についてやはり脆弱だったと言わざるを得ない。区は、本人確認を済ませたPayPayユーザーが区内に約20万人おり、そのうちの2人に1人が最大購入口数である10口を購入すると予想したというが、なぜそのような予想になったのか。</p> <p style="text-align: center;">2月13日 午前・午後11時00分受付 質問時間 15分</p>

	8番 富田 けんたろう
行政区分	質問の要旨
	<p>③数値設定をする際に、専門家等に相談はしたのか。これだけの事業規模であれば必ず事前に専門家等に事業設計等について、今後は意見を仰ぐようにすべきではないか。</p> <p>④仮説を立てる上で、ターゲットを明確にすることが重要だ。この事業のターゲット層はどのような層だったのか。年代や属性についても問う。</p> <p>⑤実際、商品券を購入していたのは50代→40代→60代の順に多く（2月4日現在）、区の想定していたターゲット層とは乖離があったのではないか。また、それはなぜか伺う。</p> <p>⑥購入者1人あたりの平均購入口数はどうか。おそらく年代や属性によってバラツキがあるはずだが、クロス集計の上、分析すべきではないか。</p> <p>⑦予算消化が難しいだろうと判断したのはいつか。その後、予算消化に向け具体的に取った対策は何か。その効果はどの程度あったのか。</p> <p>⑧今からでもSNS等に広告を打ち、事業の周知を図るべきだと思うがどうか。</p> <p>⑨購入された総額に対する使用率（2月4日現在）が約73.7%と商品券を買ったものまだ未使用の方も多い。キャンペーン期間の終了（3月10日）により、たとえ残高が残っていても使えなくなってしまう。早急に、使用のリマインド等をすべきだがどうか。その際はなるべくプッシュ型で通知が届くよう、区の公式LINEを活用すべきだがどうか。また、アプリ側からも通知等でお知らせをしてもらうなど、PayPay側に働きかけてはどうか。</p> <p>1月9日の議会報告資料では、本事業について不満の声が複数（19件）届いているとの記載があるが、その不満だけを拠り所に事業の廃止を決めるのは早計だ。不満の中身を見ると、おこめ券（給付金）のような全区民への給付ではないことの拒否感や、スマホを持たないため参加できず平等性に欠けるといった声だったが、そもそも本事業は産業政策であり給付金事業ではない。また、後者についても、これまでのキャッシュレス決済還元事業でもスマホが必要だったため本</p>

	8番 富田 けんたろう
行政区分	質問の要旨
	<p>事業固有の不満とは言い難い。</p> <p>一方で、繰り返しの購入ができないことや、購入ルールが複雑（A券B券のわかりにくさ）といった不満には真摯に向き合わねばならない。</p> <p>実際、約6万4千人（2月4日現在）を超える方が商品券を購入しており、30%還元はやはり助かるとの喜びの声も私のところには複数届いている。商店街からもご高齢の方がキャッシュレス決済にチャレンジされる姿をよく見かけるようになったとの声も聞くようになった。</p> <p>今年度のPayPay商品券は、これまでのキャッシュレス決済還元事業の弱点だった区外への税金流出を克服するスキームであり、本来であれば物価高対策かつ地域経済の活性化の両面にアプローチ可能な施策であったはずだ。シンプルに区の事業設計の甘さと適切な周知ができなかつたことが、今回予算消化が困難になった要因ではないかと私は分析している。</p> <p>⑩やはり期間中1度しか購入できない点が致命傷になったと考えられる。とりわけ、若い世代では最初から10回40,000円入金・購入するのはハードルが高い。墨田区や文京区でもPayPay商品券を行っているが、1次販売・2次販売を設け、区民の方なら2度購入できるチャンスが用意されている。2次販売については区外の方も購入可能であり、両区ともすべて売り切っており、驚きだ。当区も他区に倣い、複数回購入する機会を設けるべきではないか。</p> <p>⑪A券B券について、足立区では2,600円ずつの同額でセット販売されているが、他区では地域の中小店舗でのみ使える券種の金額を大きく設定している。地域の中小店舗を応援するという産業政策の観点からも他区に倣い、券種に金額差を設定すべきではないか。</p> <p>⑫一度しか購入できない仕様では、とりわけどこで使えるかが購入の決め手になる。そのため、使えるお店のわかりにくさは改善すべきだと先の決算特別委員会で指摘をした。その際、PayPay側と利用可能店舗の情報をシェアして、区のホームページ上にも（エリア毎・業種毎で）掲載していく、見える化すべきだと提案したが、検討状況はどうだったのか。また、技術的に難しいのであれば、PayPay上の地図では対象店舗があまりにわかりにくいため、PayPay側に改善を促すべきだがどうか。</p>

	8番 富田 けんたろう
行政区分	質問の要旨
	<p>⑬お店側の声として印象的だったのが、今回の事業における周知アイテムがとにかく脆弱との声だ。これまで事業を知らせる小さなのぼりや、大きさの異なるチラシが複数枚送られてきたというが、今回はA4のチラシが1枚送られてきたのみだったという。周知アイテムを拡充するようPayPay側に働きかけるべきではないか。</p> <p>⑭コールセンターに加え、有人のサポート窓口（869万円）まで設置している自治体は足立区だけだ。次回は廃止をして、その分を事業の広告費に回すなど、事業周知にお金をかけるべきではないか。また、上記周知アイテムについても区として独自に用意すべきではないか。</p> <p>⑮最後に、なぜ新年度（令和8年度）予算に本事業が計上されていないのか伺う。上記提案を踏まえ、再度事業をブラッシュアップの上、事業継続を検討してみてはどうか。</p>
2 総務行政	<h2>2 違和感を覚えた契約から教訓を</h2> <p>昨年10月に結果が公表された「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート調査結果」に目を疑う回答があった。職員倫理や組織運営の課題を問うた設問（問7、P8）の回答に、「区全体で法令順守の意識が低い。（上に言われるとそのまま実行する）」といった看過しがたい記述があった。これは裏返すと、上に言われたことしかやらないという受け身な組織になりかねない。そもそも、行政主体として法令順守より重要なことはないはずだ。</p> <p>また、個別の事業において、違和感を覚える契約がここに複数あったと感じている。契約前の確認、すなわち(1)リーガルチェック体制や、(2)他自治体の先行・類似事例等の確認が不十分なケースが見受けられる。以下、事例を示しながら問うていく。</p> <p>(1) リーガルチェック体制</p> <p>私が前職の銀行で最後に従事したのは法人部門のリスク管理業務であった。銀行が交わす様々な契約書と毎日のように向き合う中で、当然弁護士に意見を仰ぐケースも多々あった。社内に常勤の弁護士がいたため、その都度、チャットや電話等で迅速に相談が可能であり、もちろん、弁護士も内部の人間であるため相談にあたり上司の許可は必要ない。</p> <p>区は、複数の弁護士に迅速かつ適切に相談ができる体制を構築して</p>

	8番 富田 けんたろう
行政区分	質問の要旨
	<p>いるという。まずはその体制の強化と、全序的なリーガルマインド醸成に向けた努力を後押ししたい。</p> <p>①六町駅前区有地活用事業では、公募事業者撤退に伴う損害賠償請求はできないとの結論に至った。事業者（東神開発）側との基本協定書に明記された損害賠償条件には該当しないというのが直接の理由だ。12月のエリアデザイン特別委員会では、基本協定書の一部が公開されたが、やはりこの文言（第13条：本事業の変更・中止）では区側のリスクヘッジが不十分であったと言わざるを得ない。すなわち、十分区を守り切れる協定書になっていなかつたと感じている。協定書を交わすにあたり、弁護士確認を行ったというが、これでは弁護士側の落ち度も否定できない。今後は相談先（弁護士）を見直すべきではないか。同時に、重要契約においては別の弁護士にセカンドオピニオンを依頼することも検討すべきではないか。</p> <p>②本件を受け、資産活用部内では協定書のひな型等を見直したというが、それは全序的に反映されているのか。</p> <p>③リーガルチェックでは生成AIの力を借りることも一つの手だ。民間では弁護士監修のAI契約書レビューサービスも多く提供されている。序内でもルール化の上、リーガルチェックに生成AIを活用してみてはどうか。</p> <p>④自治体が直面する課題は年々複雑化しており、リーガルマインドはもはや行政職の共通スキルに違いない。弁護士相談の場である事例検討会には若手職員も必ず同席させる等、リーガルチェックの場に触れる機会を増やすべきではないか。</p> <p>（2）他自治体の先行・類似事例等の確認</p> <p>⑤上記PayPay商品券において、先行事例のリサーチが不十分であったと私は感じている。先の決算特別委員会でこの点につき聞いたところ、もちろん他自治体の先行事例は参考にはしたが、そこまで（踏み込んで）ではなかったとの答弁が返ってきた。ある一定以上の予算を伴う新規事業等であれば、他自治体の先行・類似事例を必ず調査・研究するよう序内ルール化すべきではないか。</p> <p>⑥昨年10月から始まった子育て家庭訪問事業では、当初は玄関先で</p>

	8番 富田 けんたろう
行政区分	質問の要旨

絵本を手渡しすると聞いていたが、実際には郵送するとの契約になっていた。その結果、実際の訪問件数と絵本の申込み数には差が生まれているだけでなく、郵送費も発生してしまった。契約にあたって、このようなリスクは検討していなかったのか。

⑦悪天候時に絵本を汚損するリスクがあるため後日配送したいとの提案が事業者側からあったというが、実際には訪問員1人につき1日4件程度の訪問数であるため、十分持ち歩ける量のはずだ。なぜこのような郵送契約になってしまったのか。

⑧今後、事業改善を企図したアンケートを実施するというが、改善にあたっては他自治体の先行・類似事例を必ず比較・検討するよう求めるがどうか。また、その結果を議会にも報告するよう求めるがどうか。